

1. 中部大学における研究者の行動規範

中部大学は、『不言実行、あてになる人間』を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果をあげ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献する。」ことを基本理念としている。特に研究上の使命として、「社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献する。」ことを謳っている。中部大学の研究者は、この基本理念及び研究上の使命に則り、高い倫理意識を持って研究を推進することによって、社会に貢献しうる研究成果をあげていかなければならない。

一方、近年、国内外において、研究活動や研究費の使用に関して研究者の倫理に悖る行為が問題となっており、研究者が自ら高い倫理意識を持って研究を推進すると同時に、研究機関も責任ある対応をしていくことが強く求められている。

上記の認識のもとに、中部大学は、研究の自由と研究者の自主性を尊重しつつ、適正な研究活動が推進できるように、以下の研究者の行動規範を策定する。

1. 本学の研究者は、自らが生み出す研究成果の質を保証する責任を有するとともに、その研究成果を通して環境と調和した人間社会の持続的発展に貢献する責任を有する。
2. 本学の研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立つことを自覚し、誠実に公正な研究の推進に努めるとともに、常に自らの専門知識や研究能力の向上に努める。
3. 本学の研究者は、自らの研究の意義と成果を積極的に公開して、対外的な説明責任を果たすとともに、社会との対話・連携に努める。
4. 本学の研究者は、自らの研究を遂行するにあたって、データの捏造や盗用等の研究活動の不正行為、及び研究費の不適切な使用の問題が生じないように、法令や関係規則を遵守しつつ、適正な活動を行う。また、他の研究者や大学関係者と連携しつつ、責任ある研究の実施と不正行為等の防止を可能にする研究環境の整備や質的向上にも努める。

5. 本学の研究者は、学内で不正行為等の疑いがある場合は、申し立て窓口に申し立てを行うことができる。その際、大学側は申し立て者及び調査対象者の人権や機密保持に十分な配慮をする。なお、不正行為等に関する手続き、調査、処置については別に定める。
6. 本学の研究者は、他者の研究成果に対する正当な評価、実験対象の動物等の適正な取り扱いに努め、社会からの高い信頼を得るようにする。
7. 中部大学は、研究者倫理委員会を置いて、研究者倫理に関する様々な問題を審議し、必要な対応措置をとる。